

## 医療機器共同利用（パートナーシップCT・MRI）による検査業務委託契約書

委託者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と鳥取市立病院（以下「乙」という。）とは、医療機器の共同利用による検査業務（以下「検査業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

甲は、本契約の定めるところにより検査業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （目的）

第1条 甲・乙の本契約締結とその活動により、地域の医療機関との連携を図り医療機器を共同利用することで、地域における診療レベルの向上及び地域ニーズに対応することを目的とする。

### （共同利用概要）

第2条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

1. 甲は、検査の実施について乙に所定の依頼書にて委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 甲は、検査の実施に当たり検査日時の予約をとり、患者に説明を行う。
3. 乙は、受託した検査を行い、CD-R、診断レポート等により甲に画像情報を提供する。
4. 画像検査は甲と患者とのインフォームド・コンセントに基づき、甲の責任において実施する。

### （委託検査の種類）

第3条 委託検査の種類は次のとおりとする。

1. CT検査及びMRI検査共に単純撮影のみとする。

### （契約期間）

第4条 この契約の期間は、令和3年〇月〇日から令和4年3月31日までとする。ただし、契約期間満了1か月前までに甲、乙のいずれからも申し出のないときは、本契約はさらに1年間継続し、以後も同様とする。

### （検査料金）

第5条 この契約に係る検査料金は、「医療機器共同利用料金について」のとおりとする。健康保険法等に規定する療養の給付に要する費用の額の算定方法に定める所定点数において、1点10円として算定した額に0.8を乗じた額とする。

### （検査結果の疑義）

第6条 検査結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

1. 甲は、検査結果受領後7日以内にその内容を乙に通知しなければならない。
2. 乙は、前号の通知を受けた時は、甲と協議のうえ、再検査、その他の適切な処理をしなければならない。

### （契約の解除）

第7条 甲又は乙は、次のことに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき

(3) 健康保険法の改正により委託業務が困難になったとき

(検査実施中の事故責任)

第8条 検査実施中（開始から終了まで）に不慮の事故等が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

(検査依頼書、問診票・同意書署名後の事故責任)

第9条 検査依頼書、問診票・同意書は甲において患者に説明を行い、患者署名、説明医師署名が自署された内容については甲の責任において対処するものとする。

(検査料金の請求)

第10条 代金の請求にあたっては、毎月月末を請求締切日とし、第5条により算定した金額とし甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(個人情報)

第11条 乙は本契約に基づいて検査を実施する為に知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は、乙はその責任を負うものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

(契約保証金)

第13条 この契約に係る乙の契約保証金は、免除する。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2部作成し、当事者記名押印のうえ、双方が各一部を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地  
施設名  
代表者

乙 所在地 鳥取市的場一丁目1番地  
施設名 鳥取市立病院  
代表者 鳥取市病院事業管理者 平野 文弘